

川崎市民間建築物吹付けアスベスト対策事業運用指針

この指針は、川崎市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助制度要綱（以下「要綱」という。）及び川崎市民間建築物吹付けアスベスト対策事業取扱基準（以下「取扱基準」という。）の運用にあたり必要な事項について定めるものとする。

1 取扱基準第4条に定める事業の技術的基準は、次のとおりとする。

(1) アスベスト含有調査

ア 調査方法

アスベストの含有の有無について行う調査は、建材中の石綿含有率の分析方法について（平成28年4月13日付け基発0413第3号厚生労働省労働基準局長通知）により示された分析方法により行うものであり、また石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について（平成20年2月6日基安化発第0206003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長）により示された分析調査の適用範囲を考慮すること。

なお、分析方法は分析調査結果報告書に明記すること。

イ 分析機関

上記の測定方法に必要な装置・機器を備えている作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第33条の規定に基づく作業環境測定機関

ウ 分析実施者

作業環境測定法第7条に基づく作業環境測定士

(2) アスベスト除去等

施工方法

施工方法は次によるものとし、関係法令等に従い適切に施工を行うこと。

ア 一般財団法人日本建築センター発行の「改訂既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」又は、一般財団法人日本建築センター等が審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」

イ 建設業労働災害防止協会編集・発行の「新石綿技術指针对応版 石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」

ウ 厚生労働省「「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」

2 アスベスト除却等に係る関係法令等は次に掲げるものとし、(1)から(4)については事業実施前後の届出の写しの提出により確認する。ただし、やむを得ない理由によりこ

の届出の写しを添付できない場合において、理由書等を添付する場合はこの限りでない。

- (1) 大気汚染防止法、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例による届出（環境局大気環境課）
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）による届出（環境局廃棄物指導課）
- (3) 労働安全衛生法、石綿障害予防規則による届出（労働基準監督署）
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）による届出（まちづくり局建築管理課）

附 則

この運用指針は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この運用指針は、平成21年6月1日より施行する。

附 則

この運用指針は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この運用指針は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この運用指針は、令和2年4月1日より施行する。